



# 宮 崎 県 公 報

平成30年3月27日(火曜日)号外 第7号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

条 例	頁	
○宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (医療業務課) 3		○宮崎県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例…………… (国民健康保険課) 10
○宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 3		○宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例… (長寿介護課) 11
○宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 5		○宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例…………… (障がい福祉課) 12
○宮崎県産科専門医研修資金貸与条例…………… ( “ ) 7		○宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 13
○宮崎県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例…………… (国民健康保険課) 8		○旅館業法施行条例の一部を改正する条例…………… (衛生管理課) 13
○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 9		○観光みやざき未来創造基金条例…………… (観光推進課) 15
○宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 9		○県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村整備課) 16
		○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… (道路保全課) 17
		○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 22

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第11号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

介護保険法の改正に伴い、修学資金の貸与を受ける対象となる特定施設等に介護医療院を追加する等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第12号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

修学資金の返還免除を受けるために必要な指定医療機関における勤務期間に係る取扱いを変更するため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第13号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

小児医療提供体制の充実を図るため、研修資金の返還免除に係る要件を変更する等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県産科専門医研修資金貸与条例 (条例第14号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

産科医の育成及び確保を図るため、県内の産科で専門研修を受ける医師に対し、研修資金を貸与することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例（条例第15号）

## 1 廃止の理由及び主な内容

国民健康保険法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、これまで条例で定めることとされていた事項について法令で規定されることとなったため、条例を廃止することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第16号）

## 1 改正の理由及び主な内容

国が定める財政安定化基金拠出率の見直し等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第17号）

## 1 改正の理由及び主な内容

国民健康保険法の改正に伴い、宮崎県国民健康保険財政安定化基金の運営等に関して必要な事項を定めるため、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例（条例第18号）

## 1 改正の理由及び主な内容

国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

## 1 改正の理由及び主な内容

介護保険法の改正に伴い、介護医療院に係る運営等の基準を定める等、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

## 1 改正の理由及び主な内容

児童福祉法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

## ◎ 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

## 1 改正の理由及び主な内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第22号）

## 1 改正の理由及び主な内容

旅館業法の改正に伴い、条例で定める構造設備の基準の緩和等、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年6月15日から施行することとしました。

## ◎ 観光みやざき未来創造基金条例（条例第23号）

## 1 制定の理由及び主な内容

ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック及び国民文化祭の開催等を観光又は交流の拡大の好機と捉え、世界から選ばれる「観光みやぎき」を実現することを目的として、観光みやぎき未来創造基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 改正の理由及び主な内容

土地改良法の改正に伴い、農地中間管理機構関連土地改良事業に係る規定を追加する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 改正の理由及び主な内容

社会情勢の変化等を踏まえ、道路占用料の額の改定等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 改正の理由及び主な内容

道路占用料の額の改定を踏まえた都市公園の占用許可による使用料の額の改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第11号

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県看護師等修学資金貸与条例（昭和41年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（サに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>コ・サ [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（シに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>コ <u>介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院</u></p> <p>サ・シ [略]</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号キの改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県条例第12号

宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(返還)</p> <p>第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、当該貸与を受けた月の翌月1日から、第1号の場合にあっては貸与が行われなくなった日、第2号から第4号までの場合にあっては大学の卒業の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、<sup>666</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した利息を加えた額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月1日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間（臨床研修を受けた期間を除く。）に、指定医療機関において貸与期間に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）業務に従事したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月1日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間（臨床研修を受けた期間を除く。）に、指定医療機関で業務に従事した場合において、その従事した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。</u></p> <p><u>(5) 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。</u></p> <p>(返還)</p> <p>第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、当該貸与を受けた月の翌月の初日から、第1号の場合にあっては貸与が行われなくなった日、第2号から第4号までの場合にあっては大学の卒業の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、<sup>666</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した利息を加えた額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間（臨床研修を受けた期間及び育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。）に、指定医療機関において貸与期間に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）業務に従事したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間（臨床研修を受けた期間及び育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。）に、指定医療機関で業務に従事した場合において、その従事した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日前に修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日

の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間（臨床研修を受けた期間を除く。）に育児休業又は介護休業をした場合にも適用する。

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県条例第13号

#### 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例（平成20年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、宮崎県内の病院又は診療所の小児科（以下「県内の小児科」という。）において専門研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けている医師に対し、<u>医師研修資金を貸与することにより、小児科医の育成及び確保を図り、もって医療提供体制の充実に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、医師研修資金とは、専門研修のための資金をいう。</u></p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 医師研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 県内の小児科において、専門研修を受けている者（<u>宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）に基づき修学資金の貸与を受けた者でその返還の免除の要件を満たさないものその他規則で定める者を除く。</u>）であること。</p> <p>(2) <u>医師研修資金の貸与を受ける期間を満了した後、県内の小児科において医師の業務に従事しようとする者であること。</u></p> <p>(貸与の額)</p> <p>第4条 <u>医師研修資金の貸与の額は、月額15万円とする。</u></p> <p>2 <u>医師研修資金は、3年を超えない範囲内において貸与する。</u></p> <p>3 <u>医師研修資金は、無利子とする。</u></p> <p>(保証人)</p> <p>第5条 <u>医師研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</u></p>	<p>宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、宮崎県内の病院又は診療所の小児科（以下「県内の小児科」という。）において専門研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けている医師に対し、<u>研修資金を貸与することにより、小児科医の育成及び確保を図り、もって医療提供体制の充実に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>研修資金</u> 専門研修のための資金をいう。</p> <p>(2) <u>指定医療機関</u> 県内の小児科のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) <u>貸与期間</u> 研修資金の貸与を受けた期間をいう。</p> <p>(4) <u>業務従事期間</u> 規則で定めるところにより指定医療機関において医師の業務に従事したと認められる期間をいう。</p> <p>(5) <u>育児休業</u> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。</p> <p>(6) <u>介護休業</u> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 県内の小児科において、専門研修を受けている者（規則で定める者を除く。）であること。</p> <p>(2) <u>専門研修を修了した後、指定医療機関において医師の業務に従事しようとする者であること。</u></p> <p>(貸与の額)</p> <p>第4条 研修資金の貸与の額は、月額15万円とする。</p> <p>2 研修資金は、3年を超えない範囲内において貸与する。</p> <p>3 研修資金は、無利子とする。</p> <p>(保証人)</p> <p>第5条 研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</p>

2 前項の保証人は、医師研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の停止等）

第6条 知事は、医師研修資金の貸与を受けている者が専門研修を休止したときは、休止した日の属する月の翌月分から専門研修を再開した日の属する月の分まで、医師研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された医師研修資金があるときは、当該医師研修資金は、医師研修資金を受けている者が、専門研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、医師研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の分から医師研修資金の貸与を行わないものとする。

(1) [略]

(2) 医師研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3)・(4) [略]

(5) その他医師研修資金の貸与を受けている者として不適当と認められるとき。

（返還）

第7条 医師研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた医師研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

(1) 前条第2項の規定により、医師研修資金の貸与が行われなくなったとき。

(2) 貸与を受けた期間を満了した後、直ちに県内の小児科において医師の業務に従事しなかったとき。

(3) その他医師研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 医師研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた医師研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 [略]

（返還の猶予）

第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、医師研修資金の貸与を受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により当該医師研修資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する間、当該医師研修資金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

（返還の免除）

第9条 知事は、医師研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該医師研修資金の返還の全部を免除するものとする。

(1) 貸与を受けた期間を満了した後、規則で定めるところにより県内の小児科において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、1年（貸与を受けた期間が1年に満たない場合にあっては、貸与を受けた期間）に達したとき。

2 前項の保証人は、研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の停止等）

第6条 知事は、研修資金の貸与を受けている者が専門研修を休止したときは、休止した日の属する月の翌月分から専門研修を再開した日の属する月の分まで、研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された研修資金があるときは、当該研修資金は、研修資金を受けている者が、専門研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の分から研修資金の貸与を行わないものとする。

(1) [略]

(2) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3)・(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、研修資金の貸与を受けている者として不適当と認められるとき。

（返還）

第7条 研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

(1) 前条第2項の規定により、研修資金の貸与が行われなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 [略]

（返還の猶予）

第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、研修資金の貸与を受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により当該研修資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する間、当該研修資金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

（返還の免除）

第9条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該研修資金の返還の全部を免除するものとする。

(1) 専門研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。）に、業務従事期間（宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）第9条第1項に規定する必要勤務期間を除く。）が1年（貸与期間が1年に満たない

<p>(2) 県内の小児科において医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>第10条 知事は、前条第2号に規定する場合を除くほか、<u>医師研修資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由</u>により当該医師研修資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該<u>医師研修資金の返還の全部又は一部を免除</u>することができる。</p> <p>2 知事は、<u>医師研修資金の貸与を受けた者の業務従事期間が前条第1号に規定する期間に満たないときは、当該医師研修資金の返還の一部を免除</u>することができる。</p>	<p>場合によっては、当該貸与期間に相当する期間)に達したとき。</p> <p>(2) <u>指定医療機関</u>において医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>第10条 知事は、前条第2号に規定する場合を除くほか、<u>研修資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由</u>により当該研修資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該<u>研修資金の返還の全部又は一部を免除</u>することができる。</p> <p>2 知事は、<u>研修資金の貸与を受けた者の業務従事期間が前条第1号の期間に満たないときは、当該研修資金の返還の一部を免除</u>することができる。</p>
---	---

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に研修資金の貸与を受けた者が専門研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間に育児休業又は介護休業をした場合にも適用する。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による研修資金の貸与を受けた者（この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による研修資金の貸与を受けている者を含む。）については、改正後の条例第3条第2号及び第9条第2号の規定の適用についてはこれらの規定中「指定医療機関」とあるのは「県内の小児科」と、第9条第1号及び第10条第2項の規定の適用についてはこれらの規定中「業務従事期間」とあるのは「規則で定めるところにより県内の小児科において医師の業務に従事したと認められる期間」とする。

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第14号

## 宮崎県産科専門医研修資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、宮崎県内の病院又は診療所の産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。以下「県内の産科」という。）において専門研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けている医師に対し、研修資金を貸与することにより、産科医の育成及び確保を図り、もって医療提供体制の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修資金 専門研修のための資金をいう。
- (2) 指定医療機関 県内の産科のうち、規則で定めるものをいう。
- (3) 貸与期間 研修資金の貸与を受けた期間をいう。
- (4) 業務従事期間 規則で定めるところにより指定医療機関において医師の業務に従事したと認められる期間をいう。
- (5) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。
- (6) 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。

(貸与の対象者)

第3条 研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内の産科において、専門研修を受けている者（規則で定める者を除く。）であること。
- (2) 専門研修を修了した後、指定医療機関において医師の業務に従事しようとする者であること。

(貸与の額)

第4条 研修資金の貸与の額は、月額15万円とする。

- 2 研修資金は、3年を超えない範囲内において貸与する。
- 3 研修資金は、無利子とする。

(保証人)

第5条 研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の停止等)

第6条 知事は、研修資金の貸与を受けている者が専門研修を休止したときは、休止した日の属する月の翌月分から専門研修を再開した日の属する月の分まで、研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された研修資金があるときは、当該研修資金は、研修資金を受けている者が、専門研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の分から研修資金の貸与を行わないものとする。

(1) 専門研修を中止したとき。

(2) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、研修資金の貸与を受けている者として不適当と認められるとき。

(返還)

第7条 研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

(1) 前条第2項の規定により、研修資金の貸与が行われなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、じゅうごん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(返還の猶予)

第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、研修資金の貸与を受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により当該研修資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する間、当該研修資金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

(返還の免除)

第9条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該研修資金の返還の全部を免除するものとする。

(1) 専門研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間を除く。）に、業務従事期間（宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）第9条第1項に規定する必要勤務期間を除く。）が1年（貸与期間が1年に満たない場合にあっては、当該貸与期間に相当する期間）に達したとき。

(2) 指定医療機関において医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

第10条 知事は、前条第2号に規定する場合を除くほか、研修資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により当該研修資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該研修資金の返還の全部又は一部を免除することができる。

2 知事は、研修資金の貸与を受けた者の業務従事期間が前条第1号の期間に満たないときは、当該研修資金の返還の一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例

宮崎県国民健康保険調整交付金条例（平成17年宮崎県条例第69号）は、廃止する。

附 則



この条例は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第16号

##### 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(財政安定化基金拠出金の徴収)</p> <p>第2条 政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、<u>10万分の41</u>とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(処分の特例)</p> <p>2 知事は、<u>法附則第14条の2</u>の規定により、当分の間、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てるため、第7条の規定にかかわらず、基金の全部又は一部を処分することができるものとする。</p>	<p>(財政安定化基金拠出金の徴収)</p> <p>第2条 政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、<u>10万分の40</u>とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(処分の特例)</p> <p>2 知事は、<u>法附則第14条</u>の規定により、当分の間、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てるため、第7条の規定にかかわらず、基金の全部又は一部を処分することができるものとする。</p>

##### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第17号

##### 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年宮崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項の規定に基づき、<u>宮崎県国民健康保険財政安定化基金</u>（以下「基金」という。）<u>を設置する。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上して、基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に必要な費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項の規定により設置する宮崎県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営等に関しては、<u>法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>国民健康保険に関する特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に必要な費用に充てる場合又は同条第2項の規定により国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(交付事業の要件)</p> <p>第7条 <u>算定政令第17条第1項の条例で定める特別の事情は、災害その他の知事が認める特別の事情とする。</u></p> <p>(拠出金)</p>

第 6 条 [略]  
附 則  
1・2 [略]

第 8 条 各年度において知事が法第 81 条の 2 第 4 項の規定により市町村に対して納付を求める拠出金の総額は、算定政令第 22 条第 2 項の規定により知事が定める額とする。

2 前項の拠出金は、算定政令第 17 条第 1 項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村が負担する。

3 知事は、第 1 項の拠出金を負担する市町村に対し、拠出金の額及び拠出期限その他必要な事項を通知しなければならない。  
(延滞金の徴収)

第 9 条 知事は、算定政令第 14 条第 1 項の規定による基金事業貸付金の貸付けを受けた市町村が同条第 5 項の基金事業貸付金の償還金（以下「償還金」という。）の償還期限（同項ただし書の規定により償還期限が延長された場合には、当該延長された償還期限）までに償還金を納付しなかったとき又は前条第 1 項の拠出金を負担する市町村が同条第 3 項の拠出期限までに拠出金を納付しなかったときは、当該償還期限又は拠出期限の翌日から償還金又は拠出金を納付する日までの期間の日数に応じ、その納付されない償還金又は拠出金の額に年 14.6 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年じゅんの日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

第 10 条 [略]  
附 則  
1・2 [略]  
(処分の特例)

3 知事は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間、第 6 条の規定にかかわらず、法附則第 25 条の規定による資金の交付に必要な費用に充てる場合は、基金の一部を取り崩すことができる。

(延滞金の割合の特例)  
4 当分の間、第 9 条に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 18 号

宮崎県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例

宮崎県国民健康保険運営協議会条例（平成 29 年宮崎県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第 1 条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条の規定に基づき、宮崎県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。	(設置) 第 1 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、宮崎県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
(所掌事務) 第 2 条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する	(所掌事務) 第 2 条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する

<p>。</p> <p>(1) <u>改正法附則第7条の規定によりその例によることとされる改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。次号において「新法」という。)</u> 第82条の2第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針の作成に関すること。</p> <p>(2) <u>改正法附則第9条の規定に基づく新法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。</u></p> <p>(3) [略] (委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>委嘱の日から平成30年3月31日までとする。</u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>。</p> <p>(1) <u>法第82条の2第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針の作成に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。</u></p> <p>(3) [略] (委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>3年とする。</u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例(平成24年宮崎県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)の規定に基づき、<u>指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)</u>並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス等」という。)の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営、<u>指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)</u>の事業の人員及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、<u>指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(指定居宅介護支援等の事業の基本方針)</u></p> <p>第5条 <u>指定居宅介護支援等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援等の事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定居宅介護支援等の事業者は、事業の運営に当たっては、市</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)の規定に基づき、<u>指定居宅サービス、共生型居宅サービス及び基準該当居宅サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)</u>並びに指定介護予防サービス、<u>共生型介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス等」という。)</u>の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院及び指定介護療養型医療施設</u>の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第 133 号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者の指定の基準）

第6条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第7条～第9条 [略]

第10条～第12条 [略]

（規則への委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第20号

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件）</p> <p>第3条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項、第24条の9第2項及び第24条の10第4項で準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>（指定通所支援の事業等の一般原則）</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件）</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項、第24条の9第3項及び第24条の10第4項で準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>（指定通所支援の事業等の一般原則）</p> <p>第4条 [略]</p>

2 [略]	2 [略]
3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
4 [略] (指定障害児入所施設等の一般原則)	4 [略] (指定障害児入所施設等の一般原則)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u>	3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
4 [略]	4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定障害福祉サービスの事業等の基本方針)	(指定障害福祉サービスの事業等の基本方針)
第4条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。	第4条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、 <u>就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の事業を行うものに限る。</u> ）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第22号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和33年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)

第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第 138号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 項、第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 3 項、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 3 号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第 152号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 項第 11 号、第 2 項第 10 号、第 3 項第 7 号及び第 4 項第 5 号の規定に基づき、当該施設の敷地の周囲おおむね 100メートルの区域内において旅館業の許可又は承認を与えないことができる施設の指定、旅館業の許可又は承認を与える場合において知事が意見を求める者、営業施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準及び宿泊を拒むことができる事由並びに旅館業の施設の構造設備の基準を定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第 2 条 政令第 1 条第 1 項第 11 号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 施設の設置場所が別表第 2 に掲げる区域以外の区域である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊しようとする者が玄関帳場等を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。

イ 中央管理方式の自動施錠装置その他宿泊しようとする者が玄関帳場等において宿泊に必要な手続を行うことなく宿泊することができる設備が設けられていないこと。

ウ・エ [略]

（旅館営業の施設の構造設備の基準）

第 3 条 前条の規定は、政令第 1 条第 2 項第 10 号の条例で定める構造設備の基準について準用する。

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第 4 条 第 2 条の規定は、政令第 1 条第 3 項第 7 号の条例で定める構造設備の基準について準用する。

2 政令第 1 条第 3 項第 7 号の条例で定める構造設備の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 1 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。ただし、簡易宿所営業の施設のうち、法第 3 条第 1 項の許可の申請に当たって宿泊者の数を 10 人未満とするもの（以下「少人数簡易宿所営業の施設」という。）にあっては、この限りでない。

(2) 階層式寝台を設ける場合にあっては、当該寝台は、2 層式の構造であり、その幅員は 0.9メートル以上、長さは 1.85メートル以上のものであること。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第 5 条 第 2 条第 4 号の規定は、政令第 1 条第 4 項第 5 号の条例で定める構造設備の基準について準用する。

（構造設備の基準の緩和）

第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第 138号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 項、第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 3 項、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 3 号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第 152号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 項第 8 号、第 2 項第 7 号及び第 3 項第 5 号の規定に基づき、当該施設の敷地の周囲おおむね 100メートルの区域内において旅館業の許可又は承認を与えないことができる施設の指定、旅館業の許可又は承認を与える場合において知事が意見を求める者、営業施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準及び宿泊を拒むことができる事由並びに旅館業の施設の構造設備の基準を定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法、政令及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第 28号。以下「省令」という。）で使用される用語の例による。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第 3 条 政令第 1 条第 1 項第 8 号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 施設の設置場所が別表第 2 に掲げる区域以外の区域である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、次の要件を満たすものであること。

ア 玄関帳場等を設置する場合にあっては、宿泊しようとする者が当該設備を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でなく、かつ、中央管理方式の自動施錠装置その他宿泊しようとする者が玄関帳場等において宿泊に必要な手続を行うことなく宿泊することができる設備が設けられていないこと。

イ・ウ [略]

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第 4 条 前条（第 2 号及び第 5 号アを除く。）の規定は、政令第 1 条第 2 項第 7 号の条例で定める構造設備の基準について準用する。

2 政令第 1 条第 2 項第 7 号の条例で定める構造設備の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 宿泊者の確認を適切に行うための設備を設けること。

(2) 1 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。ただし、簡易宿所営業の施設のうち、法第 3 条第 1 項の許可の申請に当たって宿泊者の数を 10 人未満とするもの（以下「少人数簡易宿所営業の施設」という。）にあっては、この限りでない。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第 5 条 第 3 条第 4 号の規定は、政令第 1 条第 3 項第 5 号の条例で定める構造設備の基準について準用する。

（構造設備の基準の緩和）

第6条 政令第2条に規定するホテル営業、旅館営業若しくは簡易宿所営業又は下宿営業の施設については、第2条第2号から第5号まで（第3条、第4条第1項及び前条において準用する場合を含む。）に掲げる基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、これらの基準によらないことができるものとする。

（施設の指定）

第7条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げるもののうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものであって、知事が指定するものとする。

（1）・（2） [略]

（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する公民館

（4）～（6） [略]

2・3 [略]

別表第3（第9条関係）

衛生の措置の基準

1 [略]

2 施設の照明は、床面において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる照度とすること。

（1）客室、応接室、食堂 40ルクス以上

（2）調理場、配せん室 30ルクス以上

（3）浴室、洗面所、便所等 20ルクス以上

（4）玄関、廊下、階段 10ルクス以上（ただし、深夜においては、5ルクス以上。）

3 [略]

4 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

5～8 [略]

9 布団、枕、丹前その他これに類するものは、日光消毒その他適切な方法により常に清潔を保つこと。

10 [略]

11 客室は、次に掲げる基準による定員を超過して宿泊させないこと。

（1）ホテル営業及び旅館営業にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準による定員

ア イに掲げる場合以外の場合 洋室は床面積 4.5平方メートルにつき1人、和室は床面積 3.3平方メートルにつき1人

イ 30人以上の団体客を宿泊させる場合及び当該施設が旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に規定する施設に該当する場合 洋室は床面積 3.0平方メートルにつき1人、和室は床面積 2.5平方メートルにつき1人

（2）・（3） [略]

12～16 [略]

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第7条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

観光みやざき未来創造基金条例をここに公布する。

平成30年3月27日

第6条 政令第2条に規定する旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業又は下宿営業の施設については、第3条第2号から第5号まで（第4条第1項及び前条において準用する場合を含む。）に掲げる基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、これらの基準によらないことができるものとする。

（施設の指定）

第7条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げるもののうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものであって、知事が指定するものとする。

（1）・（2） [略]

（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館

（4）～（6） [略]

2・3 [略]

別表第3（第9条関係）

衛生の措置の基準

1 [略]

2 適当な採光及び照明の設備により、施設内のそれぞれの場所において宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすこと。

3 [略]

4 施設は、通風を常に良好にしておくことその他適切な方法により防湿措置を講ずること。

5～8 [略]

9 布団、枕、丹前その他これに類するものは、洗濯その他適切な方法により常に清潔を保つこと。

10 [略]

11 客室は、次に掲げる基準による定員を超過して宿泊させないこと。

（1）旅館・ホテル営業にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準による定員

ア イに掲げる場合以外の場合 床面積 3.3平方メートルにつき1人

イ 30人以上の団体客を宿泊させる場合及び当該施設が省令第5条第1項各号に規定する施設に該当する場合 床面積 2.5平方メートルにつき1人

（2）・（3） [略]

12～16 [略]

宮崎県条例第23号

観光みやざき未来創造基金条例

(設置)

第1条 平成31年ラグビーワールドカップ大会、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会並びに平成32年度国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催等を観光又は交流の飛躍的な拡大の好機と捉え、本県がこれまで築いてきた強みを生かした誘客等に取り組み、世界から選ばれる「観光みやざき」を実現することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、観光みやざき未来創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第24号

県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業特別徴収金徴収条例（昭和48年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第 195号。以下「法」という。）第91条の2第1項の規定による県営土地改良事業に係る特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第 195号。以下「法」という。）第91条の2第1項及び第6項の規定に基づく土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。
(特別徴収金の徴収)	(特別徴収金の徴収)
第2条 県は、県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和31年宮崎県条例第18号）第2条各号に掲げる県営土地改良事業のうち規則で定めるものの施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者が当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第 113条の3第3項の規定による公告があった日（同日前に、知事が当該土地を含む一定の地域に係る当該県営土地改良事業について当該県営土地改良事業によって受ける利益の全てが発生したと認めた旨を公告したときは、当該公告があった日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（規則で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、	第2条 県は、県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和31年宮崎県条例第18号）第2条第1項各号に掲げる県営土地改良事業のうち規則で定めるものの施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者が当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第 113条の3第3項の規定による公告があった日（当該公告において工事完了の日が示されたときは、当該工事完了の日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（規則で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、規則で定める場合を除き、当該者から、特別徴収金



目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該県営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合その他規則で定める場合を除き、当該者から、特別徴収金を徴収する。

- 2 県は、前項の場合において、同項に掲げる者が県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する特別徴収金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

(特別徴収金の額)

第3条 特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地（以下「当該土地」という。）の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該県営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額から当該県営土地改良事業につき県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例第3条の規定により県が徴収する分担金又は負担金の額に、当該土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該県営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

第4条 [略]

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

を徴収する。

- 2 県は、前項の場合において、同項に規定する者が県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、当該者に対する前項の特別徴収金に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

- 3 県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（当該公告において工事完了の日が示されたときは、当該工事完了の日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該各号に定める場合に該当するときには、規則で定める場合を除き、当該者から、特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第3条 前条第1項の特別徴収金の額は、当該県営土地改良事業に要する費用の額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地（以下「当該土地」という。）の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該県営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額から当該県営土地改良事業につき県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例第3条の規定により県が徴収する分担金又は負担金の額に、当該土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該県営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

- 2 前項の規定は、前条第3項の特別徴収金の額について準用する。この場合において、「当該県営土地改良事業」とあるのは「当該機構関連事業」と、「県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例第3条」とあるのは「法第91条第6項」と、「分担金又は負担金」とあるのは「負担金」と読み替えるものとする。

(徴収方法)

第4条 第2条第1項及び第3項の特別徴収金は、一時に全額を徴収するものとする。

(延滞金の徴収)

第5条 県は、第2条第1項及び第3項の特別徴収金を納期限までに納付しない者がいるときは、当該者から延滞金を徴収することができる。

- 2 前項の延滞金の額は、当該特別徴収金の額につき年 10.95パーセントの割合で、納期限の翌日から当該負担金の完納の日又は差押えの日の前日までの日数により計算して得た額とする。

第6条 [略]

宮崎県条例第25号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）							
占 用 物 件	単 位	占 用 料			占 用 物 件	単 位	占 用 料				
		所 在 地					所 在 地				
		第3級 地	第4級 地	第5級 地		第3級 地	第4級 地	第5級 地			
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	[略]	1本に つき1 年	[略]	[略]	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	[略]	1本に つき1 年	[略]			
	第3種電柱	<u>1,400</u>	[略]	<u>1,300</u>		第3種電柱	<u>1,500</u>	[略]	<u>1,310</u>		
	第1種電話柱	<u>620</u>	[略]			第1種電話柱	<u>630</u>	[略]			
	第2種電話柱	[略]		<u>910</u>		第2種電話柱	[略]		<u>900</u>		
	第3種電話柱	[略]		<u>1,200</u>		第3種電話柱	[略]		<u>1,240</u>		
	その他の柱類	<u>62</u>	[略]			その他の柱類	<u>63</u>	[略]			
	[略]	長さ1 メートル につき1 年	[略]	[略]		[略]	長さ1 メートル につき1 年	[略]	[略]		
	地下電線その他地 下に設ける線類	[略]	<u>3</u>	[略]		地下電線その他地 下に設ける線類	[略]	<u>4</u>	[略]		
	路上に設ける変圧 器	1個に つき1 年	[略]	<u>560</u>		路上に設ける変圧 器	1個に つき1 年	[略]	<u>550</u>		
	地下に設ける変圧 器	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>370</u>	[略]		地下に設ける変圧 器	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>380</u>	[略]		
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個に つき1 年	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個に つき1 年	<u>1,300</u>	<u>1,170</u>	<u>1,130</u>	
	郵便差出箱		<u>520</u>	[略]		郵便差出箱		<u>530</u>	[略]		
	広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	[略]	<u>890</u>	<u>540</u>	広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	[略]	<u>900</u>	<u>580</u>	
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>	その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,300</u>	<u>1,170</u>	<u>1,130</u>	
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1 メー トルに つき1 年	[略]	<u>24</u>	[略]	法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1 メー トルに つき1 年	[略]	<u>25</u>	[略]
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>37</u>	[略]		外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>38</u>	[略]		
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		[略]	<u>52</u>	[略]	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		[略]	<u>53</u>	[略]	
	[略]		[略]			[略]		[略]			

	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		[略]	100	100
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		[略]		140
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		[略]	240	[略]
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		370	[略]	
	[略]				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		1,200	1,200	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
		Aに0.007を乗じて得た額			
		Aに0.008を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		900	440	270
地下に設ける通路		540	[略]	160	
その他のもの		1,200	1,200	1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	[略]		5
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	[略]	89	54
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	89	54
		その他のもの	[略]	890	540
	標識	1本につき1年	[略]		910
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		[略]	105	102
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		[略]		136
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		[略]	250	[略]
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		380	[略]	
	[略]				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		1,300	1,170	1,130
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
		Aに0.008を乗じて得た額			
		Aに0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		880	450	290
地下に設ける通路		530	[略]	170	
その他のもの		1,300	1,170	1,130	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	[略]		6
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	[略]	90	58
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	90	58
		その他のもの	[略]	900	580
	標識	1本につき1年	[略]		900

	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本に つき1 日	[略]		<u>5</u>
		その他 のもの	1本に つき1 月	[略 ]	<u>89</u>	<u>54</u>
	幕(令第 7条第4 号に掲げ る工事に 関する 施設であ るものを 除く。)	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面 積1平 方メー トルに つき1 日	[略]		<u>5</u>
		その他 のもの	その面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略 ]	<u>89</u>	<u>54</u>
アーチ	車道を 横断す るもの	1基に つき1 月	[略 ]	<u>890</u>	<u>540</u>	
		その他 のもの		<u>900</u>	<u>440</u>	<u>270</u>
令第7条第2号に掲げる工 作物		占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>	
令第7条第3号に掲げる施 設			Aに <u>0.028</u> を乗じて得 た額			
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に 掲げる工事用材料		占有面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略 ]	<u>89</u>	<u>54</u>	
令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に 掲げる施設			<u>120</u>	<u>120</u>	<u>110</u>	
令第7 条第8 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	Aに <u>0</u> <u>.016</u> を 乗じて 得た額	Aに <u>0</u> <u>.017</u> を 乗じて 得た額	Aに <u>0</u> <u>.02</u> を 乗じて 得た額	
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額			
令第7 条第9 号に掲 げる施	建築物		Aに <u>0</u> <u>.016</u> を 乗じて 得た額	Aに <u>0</u> <u>.017</u> を 乗じて 得た額	Aに <u>0</u> <u>.02</u> を 乗じて 得た額	
	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本に つき1 日	[略]		<u>6</u>
		その他 のもの	1本に つき1 月	[略 ]	<u>90</u>	<u>58</u>
	幕(令第 7条第4 号に掲げ る工事に 関する 施設であ るものを 除く。)	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面 積1平 方メー トルに つき1 日	[略]		<u>6</u>
		その他 のもの	その面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略 ]	<u>90</u>	<u>58</u>
アーチ	車道を 横断す るもの	1基に つき1 月	[略 ]	<u>900</u>	<u>580</u>	
		その他 のもの		<u>880</u>	<u>450</u>	<u>290</u>
令第7条第2号に掲げる工 作物		占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,300</u>	<u>1,170</u>	<u>1,130</u>	
令第7条第3号に掲げる施 設			Aに <u>0.034</u> を乗じて得 た額			
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に 掲げる工事用材料		占有面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略 ]	<u>90</u>	<u>58</u>	
令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に 掲げる施設			<u>130</u>	<u>117</u>	<u>113</u>	
令第7 条第8 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	Aに <u>0</u> <u>.017</u> を 乗じて 得た額	Aに <u>0</u> <u>.019</u> を 乗じて 得た額	Aに <u>0</u> <u>.024</u> を 乗じて 得た額	
	上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額			
令第7 条第9 号に掲 げる施	建築物		Aに <u>0</u> <u>.017</u> を 乗じて 得た額	Aに <u>0</u> <u>.019</u> を 乗じて 得た額	Aに <u>0</u> <u>.024</u> を 乗じて 得た額	

設	その他のもの		Aに0 .011を 乗じて 得た額	Aに0 .012を 乗じて 得た額	Aに0 .014を 乗じて 得た額	設	その他のもの		Aに0 .012を 乗じて 得た額	Aに0 .014を 乗じて 得た額	Aに0 .017を 乗じて 得た額
令第7 条第10 号に掲 げる施 設及び 自動車 駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額			令第7 条第10 号に掲 げる施 設及び 自動車 駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0 .011を 乗じて 得た額	Aに0 .012を 乗じて 得た額	Aに0 .014を 乗じて 得た額		その他のもの		Aに0 .012を 乗じて 得た額	Aに0 .014を 乗じて 得た額	Aに0 .017を 乗じて 得た額
令第7 条第11 号に掲 げる応 急仮設 建築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの		Aに0 .016を 乗じて 得た額	Aに0 .017を 乗じて 得た額	Aに0 .02を乗 じて得 た額	令第7 条第11 号に掲 げる応 急仮設 建築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの		Aに0 .017を 乗じて 得た額	Aに0 .019を 乗じて 得た額	Aに0 .024を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額				上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額				その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額			令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額		
令第7 条第13 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路（高架のもの に限る。）の路面 下に設けるもの		Aに0 .016を 乗じて 得た額	Aに0 .017を 乗じて 得た額	Aに0 .02を乗 じて得 た額	令第7 条第13 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路（高架のもの に限る。）の路面 下に設けるもの		Aに0 .017を 乗じて 得た額	Aに0 .019を 乗じて 得た額	Aに0 .024を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額				上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額				その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
備考						備考					
1	[略]					1	[略]				
2	所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。					2	所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。				
(1)	[略]					(1)	[略]				
(2)	第4級地 都城市、延岡市、日南市、日向市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、新富町及び門川町の区域をいう。					(2)	第4級地 都城市、延岡市、日向市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、新富町及び門川町の区域をいう。				
(3)	第5級地 小林市、串間市、えびの市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の区域をいう。					(3)	第5級地 日南市、小林市、串間市、えびの市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の区域をいう。				
3～7	[略]					3～7	[略]				
8	表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。					8	表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。				
9	[略]					9	[略]				

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第26号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(届出)					(届出)				
第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。					第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。				
(1)～(6) [略]					(1)～(6) [略]				
(7) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき					(7) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき				
。第19条 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。					。第19条 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。				
別表第1（第10条関係）					別表第1（第10条関係）				
種類	区分	単位	金額（円）	納期	種類	区分	単位	金額（円）	納期
[略]					[略]				
都市公園の占有許可による使用料	法第7条第1号に掲げる工作物	1本1年につき	[略]	[略]	都市公園の占有許可による使用料	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	1本1年につき	[略]	[略]
	第3種電柱		1,400	第3種電柱		宮崎市		1,500	
	第1種電話柱		620	第1種電話柱		西都市		1,400	
	[略]		[略]	第1種電話柱		宮崎市		630	
	[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	
	その他		62	その他		宮崎市		63	
	の柱類		[略]	の柱類		[略]		[略]	
	共架電線その他		長さ1メートル1年につき	6		共架電線その他		宮崎市	6
	上空に設ける線類			[略]		上空に設ける線類		西都市	6
	地下電線その他		[略]	[略]		地下電線その他		[略]	[略]
	地下に設ける線類	3		地下に設ける線類		西都市	4		
	[略]					[略]			
地下に設ける変圧器	宮崎市	占有面積1平方メートル1年につき	370	[略]	地下に設ける変圧器	宮崎市	占有面積1平方メートル1年につき	380	[略]
[略]	[略]		[略]		[略]				
変圧塔その他これに類するもの	1個1年につき	1,200	1,200	[略]	変圧塔	宮崎市	1個1年につき	1,300	[略]
[略]					その他	西都市		1,170	
その他のもの	占有面積	1,200	1,200	[略]	その他のもの	宮崎市	占有面積	1,300	[略]

			積1平方メートル1年につき				のもの	西都市	積1平方メートル1年につき	1,170		
法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	長さ1メートル1年につき	[略]		法第7条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	長さ1メートル1年につき	[略]		
		西都市		24	西都市			25				
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	宮崎市		37	[略]	宮崎市	38	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	[略]	[略]		
		[略]		[略]	[略]	[略]						
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	[略]		[略]	[略]	[略]	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	[略]	[略]	[略]	[略]	
		西都市		52	[略]	西都市		53				
	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	[略]		[略]	[略]	[略]	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		西都市		100	[略]	西都市		105				
	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	[略]	[略]	[略]	[略]	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	西都市	240	[略]	西都市		250						
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	宮崎市	370	[略]	宮崎市	380	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	[略]	[略]	[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]	[略]								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
法第7条第3号	地下に設ける	宮崎市	占有面積1平方	540	法第7条第1号	地下に設ける	宮崎市	占有面積1平方	530			
		[略]					[略]					

号に掲げる施設	通路	]	方メートル1年につき	[略]
	その他のもの			1,200
法第7条第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	宮崎市	1個1年につき	520
	[略]			[略]
号に掲げる工作物	公衆電話所		き	1,200
	[略]			[略]
法第7条第6号に掲げる仮設工作物	[略]			
[略]				
備考				
1～5 [略]				
6 都市公園の占用許可による使用料について、市の区分がある場合には、宮崎市内に所在する都市公園の当該使用料は宮崎市の区分に応じた金額の欄に掲げる額とし、西都市内に所在する都市公園の当該使用料は西都市の区分に応じた金額の欄に掲げる額とする。				
7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。				
8～10 [略]				
[略]				
項第3号に掲げる施設	通路	]	方メートル1年につき	[略]
	その他	宮崎市 西都市		1,300 1,170
法第7条第1項第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	宮崎市	1個1年につき	530
	[略]			[略]
項第4号に掲げる工作物	公衆電話所	宮崎市 西都市	き	1,300 1,170
	[略]			[略]
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	[略]			
[略]				
備考				
1～5 [略]				
6 都市公園の占用許可による使用料は、宮崎市内に所在する都市公園においては同市の区分に応じた金額の欄に掲げる額とし、西都市内に所在する都市公園においては同市の区分に応じた金額の欄に掲げる額とする。				
7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。				
8～10 [略]				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に、「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に、「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に、「第7条第4号」を「第7条第1項第4号」に、「第7条第6号」を「第7条第1項第6号」に改める部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。